

山口大学少林寺拳法部自燈会会則

【総則】

第1条 本会は、山口大学少林寺拳法部自燈会と称し、山口大学少林寺拳法部(以下山大拳法部と略称す)卒業生全員で構成する。

- (1) 本会の設立年月日は昭和47年4月1日とする
- (2) 本会の住所は、納入会費管理の理由により総務会計長の居宅とする。

【目的】

第2条 本会の目的は、山大拳法部部員として武道習得及び部発展の為、共に汗を流し、助け合ってきた「縁」を卒業後の実社会に於いても継続、発展させるという基本認識に基づき次の事を行う。

- (1) 卒業後各界に於いて活躍している会員相互間の情報交換等の交流を通じて、より幅の広い人間形成を目指すとともに、人生をより豊かなものとする為、相互協力、相互扶助を行う。
- (2) 山大拳法部部員の一層の活躍と部発展を図るため、物心両面の支援活動を行う。

【役員】

第3条 本会は、下記の役員を置き、会の活動を円滑に推進するため必要に応じて役員会を開催する。

相 談 役	若干名
常任監査役	1名
会 長	1名
副 会 長	若干名
事 務 局 長	1名
総務会計長	1名
会 計 監 査	1名
ブロック長	1名(山口、九州、中四国、近畿、関東の各ブロック)

第4条 役員の仕事

- (1) 会長は、本会を代表し本会運営上の責任者であり本会諸活動を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長不在の場合はこれを代行する。
- (3) 事務局長は、会の日常活動及び卒業生との連絡調整、現役の指導及び情報管理を行う。
- (4) 総務会計長は、本会の会計を担当すると共に事務局長を補佐する。
- (5) 会計監査は、本会の会計を監査する。
- (6) ブロック長は、活動方針に則りブロック活動を統括し、諸連絡事項のブロック内会員への周知を図る。また、事務局長と情報を共有し会の活動に反映する。
- (7) 山口ブロック長は、現役の現状把握に努め、住所変更などの情報を速やかに事

- 務局長に連絡する。
- (8) 常任監査役は、本会の活動全般を会則及び部則等に照らし監査助言する。
 - (9) 相談役は、会の運営について会長の相談に乗る。

第5条 本会は、上記役員のほか、役員会の承認により下記の役職を置き業務を行う。

- (1) 必要によりブロック長を補佐もしくは代行する副ブロック長を置くことができる。
- (2) 会の広報活動の一環としてホームページを開設し、その管理者を置き適正に管理、運用する。
- (3) 必要により会の運営を円滑に行うために、顧問職並びに事務局補佐を置くことができる。

【運営】

第6条 本会は、原則として山口市において年1回総会を開催し、本会の目的遂行の為、運営方針、活動計画、規約の改定などの審議を行う。また、運営上止むを得ない場合は、リモートでの参加及び総会開催を役員会の承認により行うことができる。

第7条 総会開催は会長の権限と責任においてこれを行い、会員の出席をもって構成する。

第8条 総会議長は、会長が務める。

第9条 一般決議事項は、出席会員の過半数の賛成を持って決定されるが、会則の改訂については、出席会員の3分の2以上の賛成を要する。

第10条 役員任期は、原則として3年とし改選は総会において行うものとし再選を妨げない。

第11条 ブロック会は、原則としてブロック毎にブロック長が開催し、会員相互の情報交換、その他会の目的達成に必要な諸活動を行う。

第12条 山口ブロック長及び自燈会役員は、山大拳法部幹部会(部長及び主将)と緊密に連絡を取る。

【罰則】

第13条 本会の会員において、会の名誉を傷つける行為を行った者（会員として相応しくないと認められる事由がある者、刑事処分を受けた者など）については、役員会の協議により処分することができる。

【会計】

第14条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとし総会時に活動及び会計報告行う。

第15条 本会の会員は活動の趣旨を理解し、会の運営と現役支援のために会が定める年会費を納入する。臨時費用を要する場合には、会長は会員に別途協力を依頼できるものとする。

納入口座名称は、「山口大学少林寺拳法部自燈会」とする。

第16条 本会則は、昭和47年4月1日より発効する。

附 則

1. 本会則の施行は、1972年（昭和47年）4月1日からとする
2. 1977年（昭和52年）10月30日 一部改訂施行する
3. 2018年（平成30年）3月1日 一部改訂施行する
4. 2021年（令和3年）9月26日 一部改訂施行する

山口大学少林寺拳法部創部履歴

- 昭和44年(1969年) 8月：山口大学少林寺拳法同好会創立
昭和46年(1971年) 1月：同部創立
昭和46年(1971年) 4月：工学部同好会発足、同年10月部創立
昭和53年(1978年) 4月：医学部同好会発足
昭和54年(1979年) 7月：山口大学少林寺拳法部創立10周年
昭和54年(1979年) : 医学部部創立
昭和57年(1982年) 1月：本部部員寒中水泳2名死亡事故無期活動停止
昭和58年(1983年) 4月：本部部活動再開
昭和61年(1986年)10月：工学部支部本部認証
昭和62年(1987年) : 医学部支部本部認証
平成19年(2007年) : 工学部本部継続20年表彰
平成19年(2007年) : 医学部本部継続20年表彰、創部30周年記念式典
平成21年(2009年) 7月：山口大学少林寺拳法部創立40周年
平成27年(2015年) 8月：山口大学少林寺拳法部創立45周年

自燈会活動履歴

- 昭和47年(1972年) 4月：山口大学少林寺拳法部自燈会創立
昭和54年(1979年) 4月：山口大学少林寺拳法部10周年記念式典ほか開催
平成 2年(1990年) 7月：山口大学少林寺拳法部20周年記念式典ほか開催
平成12年(2000年) : 山口大学少林寺拳法部30周年記念式典
平成21年(2009年) 7月：山口大学少林寺拳法部40周年記念式典ほか開催
平成27年(2015年) 8月：山口大学少林寺拳法部45周年記念式典ほか開催
平成29年(2017年)10月：自燈会幹部会大阪で開催
平成30年(2018年) 6月：自燈会総会山口で開催
令和 1年(2019年) 6月：自燈会総会山口で開催
令和 2年(2020年) 7月：自燈会総会 ZOOM で開催
令和 3年(2021年) 9月：自燈会総会 ZOOM で開催、50周年記念事業実施